

見 積 明 細 書

令和8年4月1日

件 名				受託番号				
依 頼 者				調査士名				
物件の所在								
項 目								
1 調 査 業 務	(1)資料調査：貸与資料や、調査士が収集した資料を確認、分析する作業	ア 公簿類	分筆する筆数＋隣接する筆数（道路、水路については計上しない）					
		イ 地図類	公簿類と同じ数量を記載（地図の枚数では無く筆数）					
		ウ 図面類	当該及び隣接地の地積測量図を取得した場合の筆数を計上					
		エ 疎明書面	基本的に1委託につき1件計上（貸与した印鑑証明書、住民票、戸籍等の分析、照合に要する作業）ただし、相続等で共有地となっている場合は、共有人数分を計上					
	(2)現地調査							
	①現地調査費	分筆に係るもの						
		分筆以外のもの						
	②事前調査：1委託につき1件計上							
	③筆界確認	ア 多角測量	現地の基準点亡失等により既存の境界杭が計測できない場合、新たに設置した補助基準点等の数量を計上					
		イ 復元測量	現地の境界点亡失等があり、担当職員の指示により復元した場合に計上					
		ウ 画地調整						
		加算 1 区画						
	④立会業務	民 有 地 公 共	A 立会・確認					
			B 測距・探索	TS等を使用し確認した、筆界点及び境界標の数量を計上（復元測量以外を計上）				
			C 特殊作業					
A ランク								
B ランク								
C ランク								
小 計								
2 測 量 業 務	(1)面積測量		注：測量コンサル会社で測量済みの場合は面積測量の単価は適用しない。					
	(2)境界標設置	ア 境界点測設						
		イ 境界標埋設						
		ウ 引照点測量						
小 計								
3 申 請 手	表示登記							
	分筆登記		分筆後の土地 2 筆までは 1 件で計上 例：3 筆の買収地を各々 2 筆に分筆する場合は 3 件計					
	地積の変更・更正		分筆登記と同時に申請する場合は計上しない					
	地図訂正	図面添付を要するもの						
		図面添付不要のもの						
分属表示（2 面目から 1 面につき）								

続 業 務	合筆					
	地目の変更					
	滅失					
	所有者の更正					
	所有者の表示変更・更正					
	加算額	分筆	分筆後の土地が3筆以上の時は、1筆増すごとに1件計上 例：1筆の買収地を4分割する場合は加算2件計上			
加算額	* *					
小 計						
4 書 類 の 作 成 等	現地調査書	分筆に係るもの				
		分筆以外のもの				
		加算額				
	(1)文書の作成	文案を要するもの	不動産調査報告書の筆数＋立会証明書の筆数で計上			
		文案を要しないもの	委任状1通（調査士が作成）＋地形図の筆数で計上			
	(2)謄抄本交付手続及び受領		分筆後の登記事項証明書・公図・地積測量図の申請通数			
	(3)地図の閲覧謄写					
	(4)原本の複製		登記承諾書、印鑑証明書、住所（移転）証明書など調査士の原本証明が必要な場合の通数を計上			
	小 計					
5	相談業務					
合 計						
消費税（10%）						
総 合 計						